

議 案 第 30 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等  
の一部を改正する条例の制定について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年12月6日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

障害者自立支援法の改正に伴い、条例中の同法の引用条項の移動に係る規定を整備するため。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等  
の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年松戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第3条 松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和50年松戸市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第4条 松戸市立学校及び松戸市立幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(松戸市難病者援護金支給条例の一部改正)

第5条 松戸市難病者援護金支給条例(昭和48年松戸市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に改める。

第6条 松戸市難病者援護金支給条例の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第7条 松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年松戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に改める。

第8条 松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(松戸市総合福祉会館条例の一部改正)

第9条 松戸市総合福祉会館条例(昭和51年松戸市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第5条第13項」を「第5条第14項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第10条 松戸市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年松戸市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第11条 松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条、第3条、第5条、第7条、第9条及び第10条の規定は公布の日から、第2条、第4条、第6条、第8条及び第11条の規定は平成24年4月1日から施行する。